船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、元気高齢者や団塊の世代などを対象として質の高い生活・介護支援サポーターを養成し、在宅の高齢者宅や介護施設に派遣する仕組みを構築するとともに、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援することにより高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

（介護サポーターの登録要件）

第２条　生活・介護支援サポーターとして、在宅の高齢者宅や介護施設で活動を行う者（以下「介護サポーター」という。）は、生きがいづくりとしてボランティアを行う意思のある者のなかで、次に掲げる要件をすべて備える者を市長が認定し、登録するものとする。

(1)　市内に居住する６０歳以上の者、又は特に市長が認める者。

(2)　次条に規定する介護サポーター研修を受講した者。

（研修）

第３条　市長は、介護サポーターの活動を円滑かつ適正に行うことができるよう、次に掲げる事項に関し介護サポーター研修（以下「研修」という。）を実施する。

(1)　生活・介護支援サポーター事業の概要に関すること。

(2)　介護サポーター活動の適切な実施方法に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、特に市長が必要があると認める事項に関すること。

（修了証）

第４条　市長は、登録した介護サポーターに対し、研修を修了したことを証する修了証を交付するものとする。

（業務）

第５条　介護サポーターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　在宅の高齢者宅においては、高齢者支援を目的とする介護保険を補完する家事援助を中心としたサービスを行うものとする。

(2)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２５項に規定する介護保険施設等においては、介護従事者の業務を補助する環境整備として清掃・食事の配膳・洗濯等のサービスを行うものとする。

（遵守事項）

第６条　介護サポーターは、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1)　第８条に規定する派遣利用者の意思を尊重して誠実に職務を遂行しなければならない。

(2)　正当な理由なく、知り得た当該高齢者や介護施設に関する情報を漏らしてはならない。

(3)　介護サポーター活動中に事故その他不測の事態が生じた場合は、市長に速やかに連絡を行い適切な対応をとらなければならない。

（登録の取消）

第７条　市長は、登録した介護サポーターが、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録を取り消すことができる。

(1)　前条の規定に違反したとき。

(2)　登録した介護サポーターから登録辞退の申し出があったとき。

(3)　そのほか登録を取り消す必要があると市長が認めるとき。

（派遣利用者）

第８条　介護サポーターの派遣を受けることができる者（以下「派遣利用者」という。）は、次の一に該当するものとする。

(1)　市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されており、介護が必要な在宅である６５歳以上の者。

(2)　市内にある、第５条第２号に掲げる介護保険施設等の運営事業者。

（派遣登録及び申請）

第９条　派遣利用者が、介護サポーターの派遣を受けるためには、市長の認定及び登録を受けるものとする。

２　派遣利用者が、前項の認定及び登録を受けようとするときは、船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。

（派遣登録可否の決定等）

第１０条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、派遣の登録の可否を決定し、その旨を船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録可否決定通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（届出の義務）

第１１条　前条の規定による派遣の登録を認める旨の決定の通知を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録申請事項変更届（第３号様式）により、市長に届け出なければならない。

（派遣登録の取消）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、派遣登録を取り消すことができる。

(1)　第８条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　そのほか派遣登録を取り消す必要があると市長が認めるとき。

（派遣利用日及び派遣利用時間帯）

第１３条　介護サポーターの派遣利用日は、月曜から金曜までとし、派遣利用時間帯は午前９時から午後５時までとする。ただし、祝日、休日及び年末年始は除く。

（派遣利用料）

第１４条　介護サポーターの派遣に要する費用は、派遣１時間につき５００円とし、原則として派遣利用者が介護サポーターへ直接支払うものとする。

２　派遣に伴う交通費は、派遣利用者の負担とする。

（業務の委託）

第１５条　市長は、生活・介護支援サポーター事業の円滑な運営のため、管理機関としての必要な事務を委託することができる。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。ただし、改正後の第５条第２号の規定は、平成２３年６月２２日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

改正前の船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録申請書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

船橋市生活・介護支援サポーターの派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">申　請　者</td><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日　生</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>年　齢</td><td colspan="2">歳</td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>派遣が必要な理由</td><td colspan="2"></td><td>介護度</td><td colspan="2">要支援　1　2
要介護　1　2　3　4　5
なし</td></tr>
<tr><td>派遣開始希望年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>希望する援助の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">同　居　者</td><td colspan="2">氏　名</td><td colspan="2">年　齢</td><td>続　柄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">提出者</td><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>申請者との関係</td><td></td></tr>
</table>

第２号様式

船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録可否決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった船橋市生活・介護支援サポーターの派遣の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　登録する。

2　登録しない。

理由

第3号様式

船橋市生活・介護支援サポーター派遣登録申請事項変更届

年　　月　　日

船橋市長　　あて

住所

氏名

電話番号

申請事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1　変更年月日

2　変更の内容